

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
留萌北部森林管理署長  
荒川 和也 殿

（見積人）  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
（代理人）  
氏 名

¥

---

ただし、第1号物件 留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事の代金  
内訳は別紙「見積内訳書」のとおり

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

別紙

## 見 積 内 訳 書

第 1 号物件 留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 工事費						
舗装工	面積:2.5m×3.0m、厚さ:30mm	7.50	m <sup>2</sup>			
機器運搬		1.00	式			
2 諸経費		1.00	式			
合 計	見積書金額 (税抜)					

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 第1号物件 留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

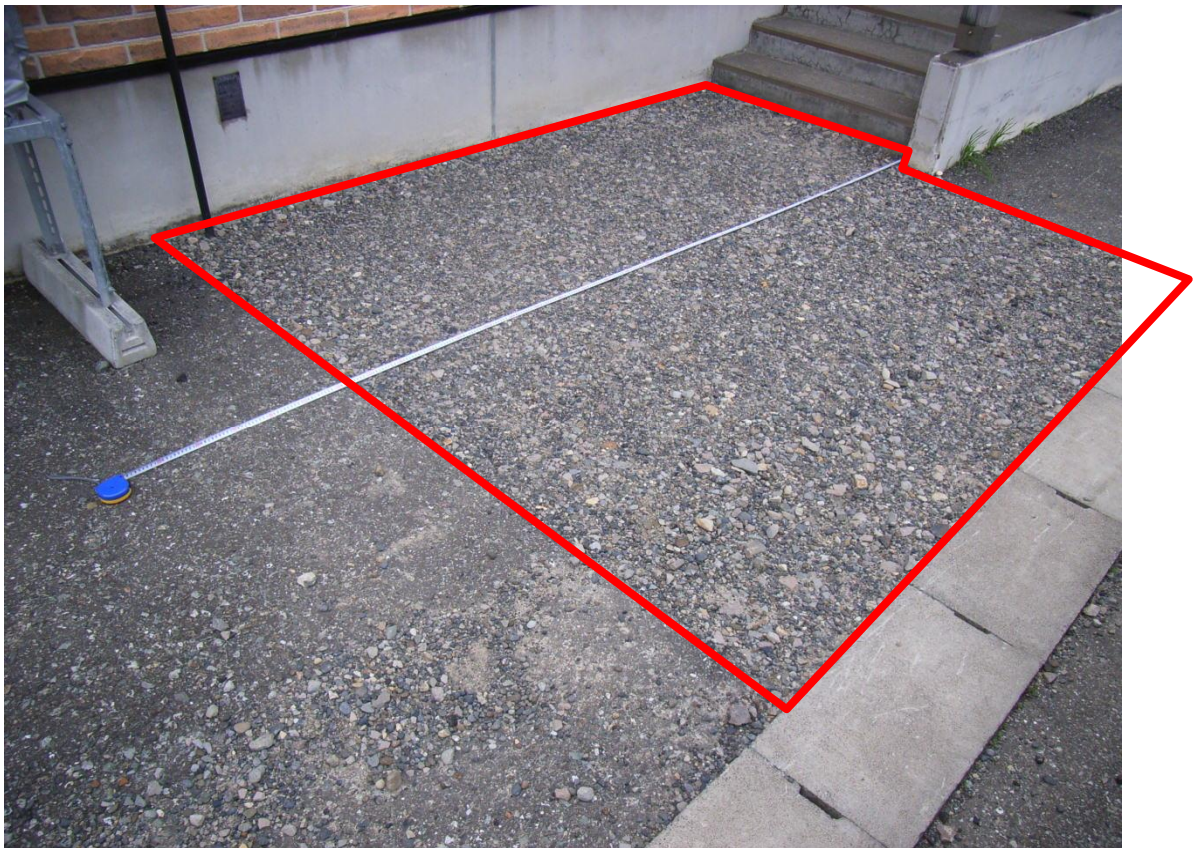
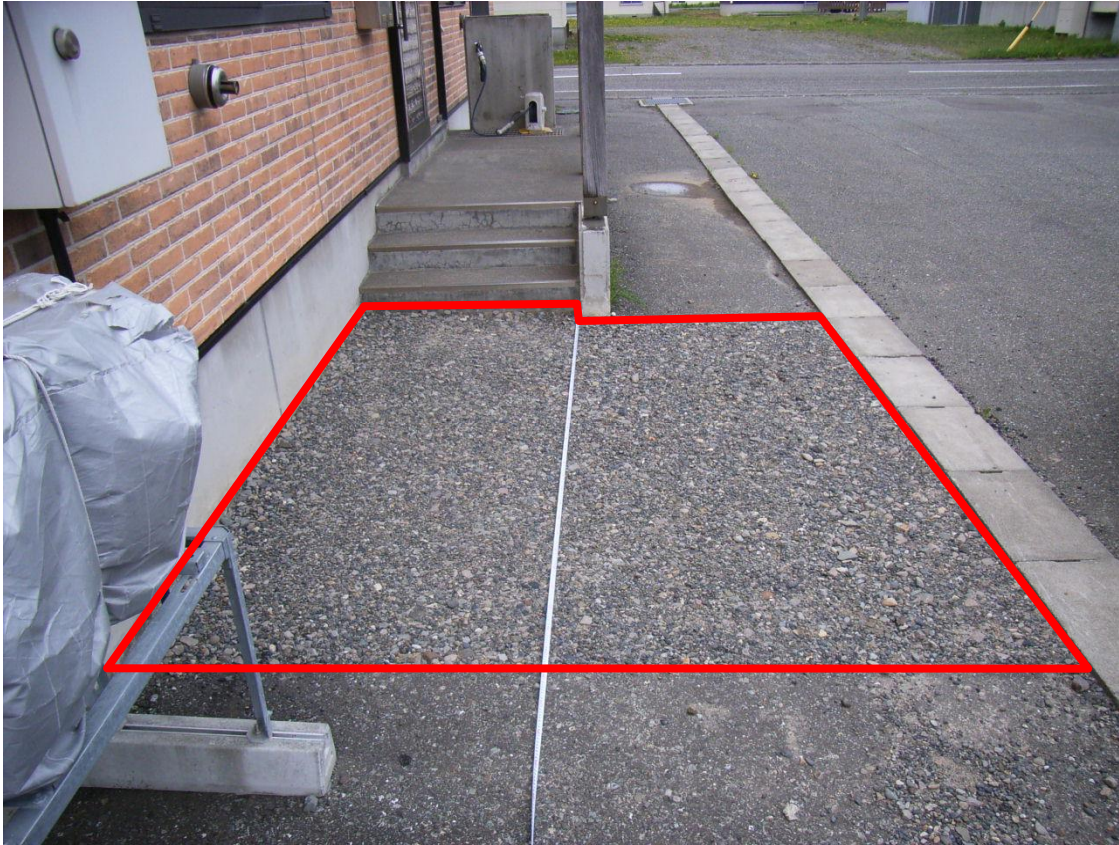
分任支出負担行為担当官  
留萌北部森林管理署長  
荒川 和也 殿

# 位置図



工事名: 留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事  
工事場所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

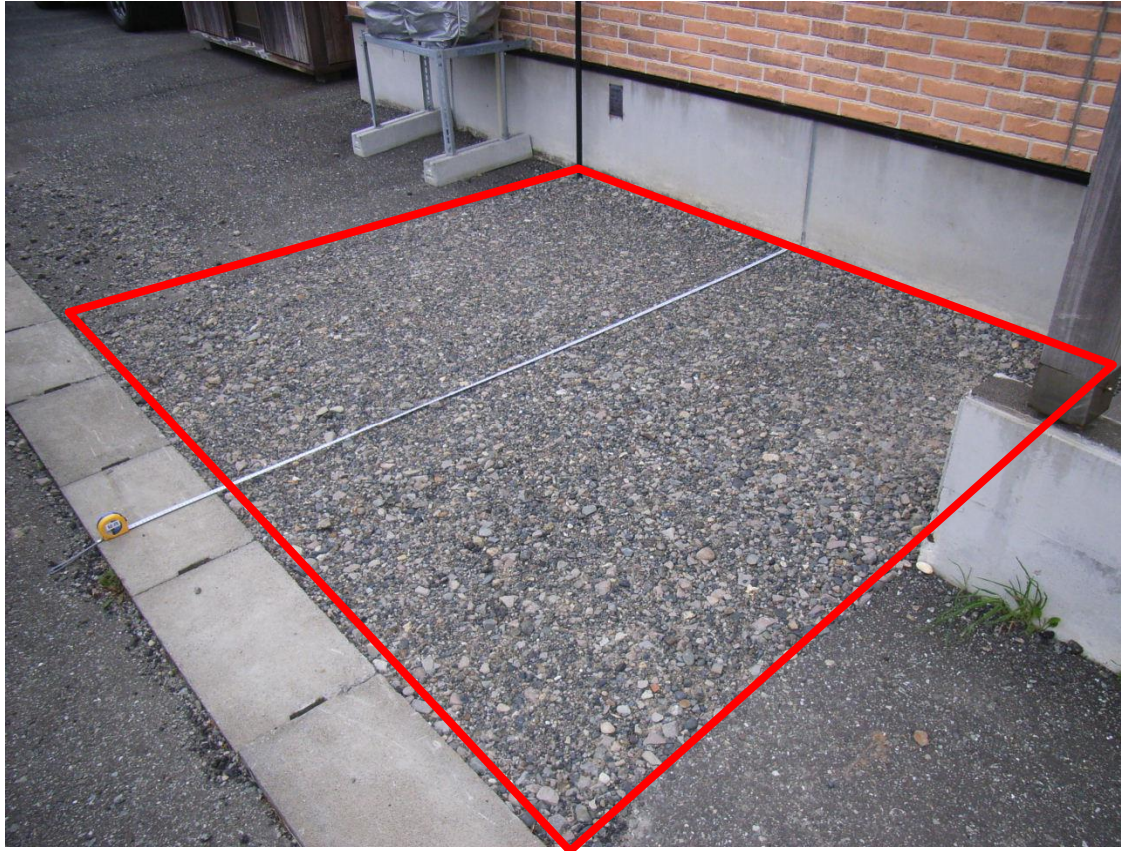
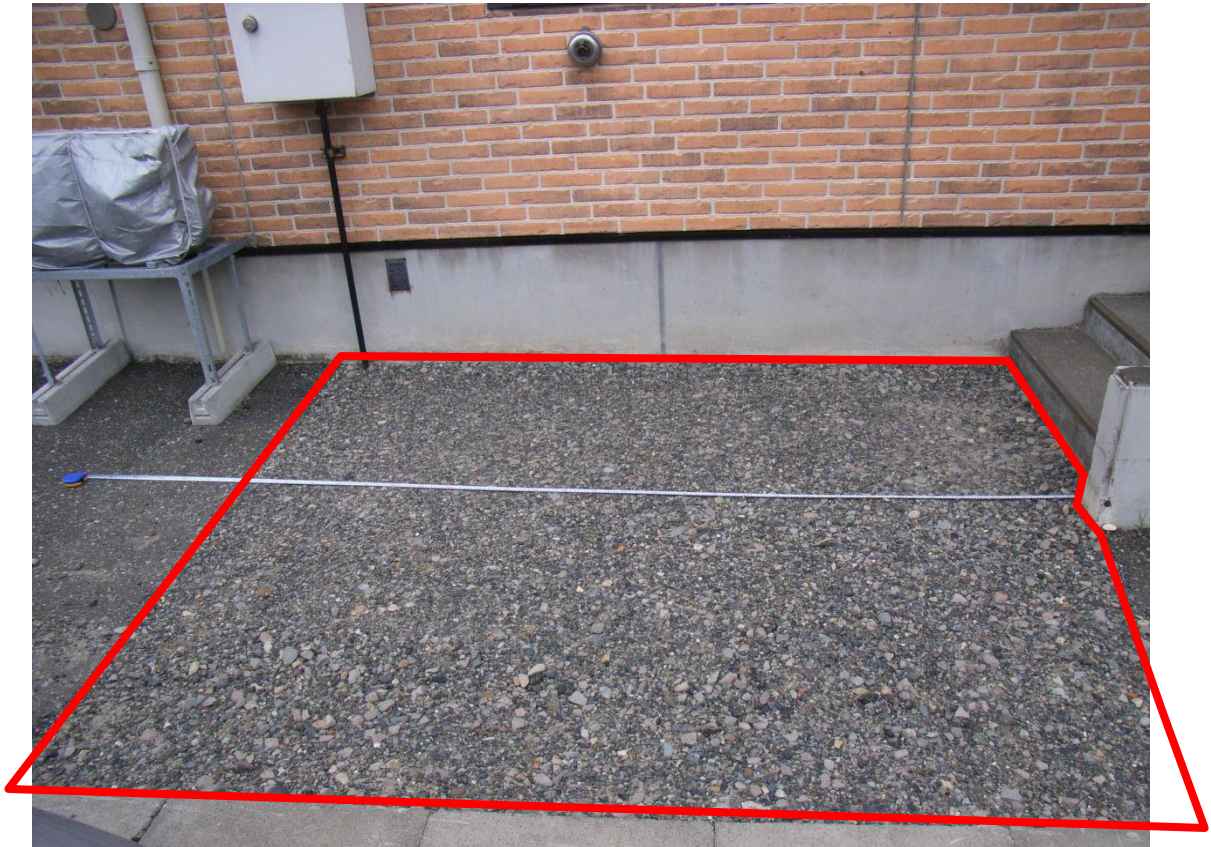
# 現況写真1



工事名：留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事  
工事場所：北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

凡例  
[Red Outline] 舗装箇所

## 現況写真2



工事名：留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事  
工事場所：北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

凡例  
舗装箇所

## 提供資材(トンパック内砂利)



# 工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事
- 2 工 事 場 所 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目
- 3 工 期 令和 8年 月 日から  
令和 8年 9月30日まで
- 4 請負代金額 金〇〇〇〇〇〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円)

- 5 建設発生土の搬出先等 「建設発生土の搬出先仕様書」に定めるとおり [注]  
該当なし

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

- 6 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり [注]  
該当なし

[注] 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款(本工事の公告日現在)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目  
分任支出負担行為担当官  
(氏名) 留萌北部森林管理署長 荒川 和也 印

受注者 (住所) 北海道〇〇郡〇〇町〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
(氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇 印



## 仕 様 書

### (留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事)

#### 1 総則

- (1) 受注者は、本請負契約の履行については、契約条件によるほか、本仕様書に基づいて行うこと。
- (2) 仕様書、内訳書、図面等に記載されていない事項については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- (3) 本請負契約の履行にあたっては、すべて誠実を旨とし、かつ履行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。
- (4) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。
- (5) 受注者は排出事業者として、本工事に伴い発生する廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に沿って適正に処理すること。

#### 2 工所要領

- (1) 工事内容は別紙「工事費内訳書」のとおり。
- (2) 受注者は、監督職員と事前に工程調整を行うとともに、敷地周辺への騒音・振動対策等に努めること。
- (3) 工事施工写真の提出  
工事の施工状況について、施工前、施工中、施工後の写真を撮影し提出すること。  
なお、表紙に工事名、工事期間を記入し、撮影箇所等を明示すること。
- (4) マニフェスト(産業廃棄物管理票)の提出  
本工事に伴い発生した産業廃棄物の処理が終了したことを確認するため、成果品としてマニフェスト(産業廃棄物管理票)の写しを提出すること。

#### 3 その他

- (1) 軽微な変更  
軽微な変更を行う場合は、監督職員の指示によること。なお、この場合請負金額の増減は行わない。
- (2) 工事期間の延長  
工事期限までに施工を完了することができないと認めるときは、発注者に対して遅滞なくその理由を詳記した書面により工事期間の延長を求め、承認を得なければならない。
- (3) 現場養生等  
施工にあたっては、適正に養生・清掃を行うこと。また、日々の作業終了時は資材等の整理整頓と清掃に努めること。

(4) 現場管理

受注者は「労働基準法」「労働安全衛生規則」「消防法」その他関係規則に従って施工管理し、労務の安全・衛生、その他、風水害、火災、盗難、風紀、その他の公害防止に努めること。

(5) 施工に当たり疑義が生じたときは、監督職員の指示を受けこれに従うこと。

## 工事費内訳書

工事名：留萌北部森林管理署職員用玄関舗装工事

名称	規格	数量	単位	金額	備考
1 工事費					
舗装工	面積:2.5m×3.0m、厚さ:30mm	7.50	m <sup>2</sup>		
機器運搬		1.00	式		
2 諸経費		1.00	式		
消費税		10	%		
工事費 総合計					